

令和7年2月

熊本県議会定例会議案

(当初予算関係)

熊 本 県

議 案 目 録

第 36 号	令和7年度熊本県一般会計予算	(1)
第 37 号	令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	(29)
第 38 号	令和7年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	(32)
第 39 号	令和7年度熊本県収入証紙特別会計予算	(36)
第 40 号	令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	(39)
第 41 号	令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	(42)
第 42 号	令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	(46)
第 43 号	令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	(50)
第 44 号	令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算	(54)
第 45 号	令和7年度熊本県林業改善資金特別会計予算	(58)
第 46 号	令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	(61)
第 47 号	令和7年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	(64)
第 48 号	令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	(67)
第 49 号	令和7年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等 特別会計予算	(71)
第 50 号	令和7年度熊本県公債管理特別会計予算	(75)
第 51 号	令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算	(79)
第 52 号	令和7年度熊本県下水道事業会計予算	(82)
第 53 号	令和7年度熊本県電気事業会計予算	(85)
第 54 号	令和7年度熊本県工業用水道事業会計予算	(87)
第 55 号	令和7年度熊本県有料駐車場事業会計予算	(89)
第 56 号	令和7年度熊本県病院事業会計予算	(90)

第 36 号

令和7年度熊本県一般会計予算

令和7年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ844,796,546千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 県 税		千円 163,953,150
	1 県 民 税	49,472,159
	2 事 業 税	49,562,782
	3 地 方 消 費 税	19,186,252
	4 不 動 産 取 得 税	5,087,532
	5 県 た ば こ 税	2,139,807
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	609,142
	7 軽 油 引 取 税	13,766,427
	8 自 動 車 税	23,994,070
	9 鉦 区 税	10,943
	10 狩 猟 税	17,589
	11 産 業 廃 棄 物 税	106,447
2 地 方 消 費 税 清 算 金		91,808,518
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	91,808,518

款	項	金 額
3 地 方 譲 与 税		千円
		32,616,529
	1 特別法人事業譲与税	30,028,843
	2 地方揮発油譲与税	2,089,086
	3 石油ガス譲与税	55,141
	4 自動車重量譲与税	239,031
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	191,456
	7 航空機燃料譲与税	12,971
4 地 方 特 例 交 付 金		791,681
	1 地 方 特 例 交 付 金	791,681
5 地 方 交 付 税		222,200,207
	1 地 方 交 付 税	222,200,207
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		229,448
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	229,448
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,520,414

款	項	金 額
		千円
	1 分 担 金	703,084
	2 負 担 金	3,817,330
8 使用料及び手数料		9,382,165
	1 使 用 料	6,505,540
	2 手 数 料	2,876,625
9 国 庫 支 出 金		119,049,845
	1 国 庫 負 担 金	43,571,560
	2 国 庫 補 助 金	71,699,274
	3 国 庫 委 託 金	3,779,011
10 財 産 収 入		2,243,450
	1 財 産 運 用 収 入	936,231
	2 財 産 売 払 収 入	1,307,219
11 寄 附 金		562,848
	1 寄 附 金	562,848
12 繰 入 金		56,442,961

款	項	金 額
		千円
	1 特別会計繰入金	214,259
	2 基金繰入金	56,228,702
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		58,992,329
	1 延滞金、加算金及び過料等	132,276
	2 県預金利子	11,869
	3 貸付金元利収入	46,780,524
	4 受託事業収入	1,927,418
	5 収益事業収入	2,580,787
	6 雑収入	7,559,455
15 県債		82,003,000
	1 県債	82,003,000
歳入合計		844,796,546

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円
		1,457,310
2 総 務 費	1 議 会 費	1,457,310
		41,417,910
	1 総 務 管 理 費	16,261,918
	2 企 画 費	7,998,418
	3 徴 税 費	7,731,411
	4 市 町 村 振 興 費	3,186,739
	5 選 挙 費	1,143,135
	6 防 災 費	3,337,930
	7 統 計 調 査 費	1,345,253
	8 人 事 委 員 会 費	213,764
	9 監 査 委 員 費	199,342
3 民 生 費		106,339,811
	1 社 会 福 祉 費	58,354,006

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	42,928,353
	3 生 活 保 護 費	4,909,152
	4 災 害 救 助 費	148,300
4 衛 生 費		60,271,531
	1 公 衆 衛 生 費	45,773,989
	2 環 境 衛 生 費	11,312,339
	3 保 健 所 費	1,760,157
	4 医 薬 費	1,425,046
5 労 働 費		2,960,291
	1 労 政 費	230,747
	2 職 業 訓 練 費	2,432,582
	3 失 業 対 策 費	172,761
	4 労 働 委 員 会 費	124,201
6 農 林 水 産 業 費		67,515,833
	1 農 業 費	17,357,101

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	3,496,071
	3 農 地 費	24,686,566
	4 林 業 費	16,095,284
	5 水 産 業 費	5,880,811
7 商 工 費		60,001,241
	1 商 業 費	49,929,447
	2 工 鉱 業 費	8,103,226
	3 観 光 費	1,968,568
8 土 木 費		94,766,880
	1 土 木 管 理 費	3,092,618
	2 道 路 橋 り ょ う 費	43,852,216
	3 河 川 海 岸 費	29,645,809
	4 港 湾 費	6,956,186
	5 都 市 計 画 費	8,947,459
	6 住 宅 費	2,272,592

款	項	金 額
9 警 察 費		千円
		45,042,000
	1 警 察 管 理 費	39,343,755
	2 警 察 活 動 費	5,698,245
10 教 育 費		149,045,279
	1 教 育 総 務 費	34,896,340
	2 小 学 校 費	36,583,066
	3 中 学 校 費	22,227,890
	4 高 等 学 校 費	34,624,227
	5 特 別 支 援 学 校 費	14,426,325
	6 大 学 費	1,540,727
	7 社 会 教 育 費	2,153,118
	8 保 健 体 育 費	2,593,586
11 災 害 復 旧 費		17,978,869
	1 総 務 災 害 復 旧 費	150,000
	2 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	7,028,072

款	項	金 額
		千円
	3 商工災害復旧費	109,436
	4 土木災害復旧費	10,391,928
	5 警察災害復旧費	71,574
	6 教育災害復旧費	227,859
12 公 債 費		106,554,870
	1 公 債 費	106,554,870
13 諸 支 出 金		91,244,721
	1 繰 出 金	15,699,616
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	426,400
	3 利子割交付金	73,594
	4 地 方 消 費 税 金 清 算 金	18,867,100
	5 地 方 消 費 税 金 交 付 金	46,039,701
	6 配 当 割 交 付 金	837,971
	7 株式等譲渡所得割 交 付 金	1,235,335
	8 軽 油 引 取 税 金 交 付 金	3,207,818

款	項	金 額
		千円
	9 所 得 割 交 付 金	188,835
	10 環 境 性 能 割 交 付 金	995,375
	11 法 人 事 業 税 交 付 金	3,672,976
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		844,796,546

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
1 県議会棟改修事業 熊 本 市	令和8年度	千円 202,799
2 県庁舎空調設備改修事業 熊 本 市	令和8年度	567,706
3 県庁舎給排水設備改修事業 熊 本 市	令和8年度	52,052
4 県庁舎昇降機設備改修事業 熊 本 市	令和8年度	183,825
5 県庁舎非常用発電設備改修事業 熊 本 市	令和8年度	1,735,131
6 消防学校施設整備事業 益 城 町	令和8年度 ～令和9年度	5,120,777
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	2,904,418 2,216,359
7 保健・医療・福祉関係業務	令和8年度 ～令和11年度	140,088
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	33,946 39,410 44,874 21,858
8 身体障害者福祉センター空調設備改修事業 熊 本 市	令和8年度	120,735
9 身体障害者福祉センター照明設備改修事業 熊 本 市	令和8年度	26,421
10 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく令和7年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和7年度 ～令和10年度	4,500
11 清水が丘学園整備事業 熊 本 市	令和8年度	641,607

事 項	期 間	限 度 額
12 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対する生活費等資金の貸付け	令和 8 年度	千円 468
13 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例第45号）に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸付け	令和 8 年度 ～令和12年度	57,435
	年次別内訳	
	令和 8 年度	11,487
	令和 9 年度	11,487
	令和10年度	11,487
	令和11年度	11,487
	令和12年度	11,487
14 動物愛護センター別館整備事業 熊 本 市	令和 8 年度	208,792
15 職業能力開発拠点整備事業 熊 本 市	令和 8 年度	928,859
16 障がい者訓練委託業務	令和 8 年度	2,711
17 離職者訓練等委託業務	令和 8 年度	260,717
18 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「J A 菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に 3 億 500 万円を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県が J A 菊池に行う損失補償	令和 7 年度 ～令和17年度	305,000
19 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に15億2,000万円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和 7 年度 ～令和17年度	1,520,000
20 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に 1 億2,528万円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和 7 年度 ～令和17年度	125,280

事 項		期 間	限 度 額													
21 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等 に対し、令和7年度において総額50億円の範囲 内で融資する場合の農業協同組合等に対する利 子補給		令和8年度 ～令和28年度	千円 518,287													
		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度 令和24年度 令和25年度 令和26年度 令和27年度 令和28年度	 55,729 57,500 57,500 54,200 49,607 44,951 40,294 35,637 30,980 26,324 21,668 17,010 12,353 7,697 3,039 1,453 1,070 747 423 100 5													
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>期 間</th><th>利子補給率</th></tr><tr><td rowspan="2">個 人</td><td>農 協 銀 行</td><td>15年 以内</td><td>年1.30%以内</td></tr><tr><td>共 同</td><td rowspan="2">20年 以内</td><td>年1.30%以内</td></tr><tr><td>銀 行</td><td>年0.80%以内</td></tr></table>		区 分		期 間	利子補給率	個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30%以内	共 同	20年 以内	年1.30%以内	銀 行	年0.80%以内		
区 分		期 間	利子補給率													
個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30%以内													
	共 同	20年 以内	年1.30%以内													
銀 行	年0.80%以内															
22 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図 るために必要な資金を、地域農業の担い手とな る意欲ある農業者等に対し、令和7年度におい て総額2億5,000万円の範囲内で融資する場合の 農業協同組合等に対する利子補給		令和8年度 ～令和23年度	25,692													
		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度	 3,072 3,250 3,250 3,061 2,722 2,373 2,025 1,677 1,328 980 720 551 389 227 64 3													
<table><tr><th colspan="2">期 間</th><th>利子補給率</th></tr><tr><td colspan="2">15年以内</td><td>年1.30%以内</td></tr></table>		期 間		利子補給率	15年以内		年1.30%以内									
期 間		利子補給率														
15年以内		年1.30%以内														
23 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会 (以下「協会」という。)が、独立行政法人農 畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安 定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対 しその不足額を補助する支払保証		令和7年度 ～令和8年度	727,882													

事 項	期 間	限 度 額
24 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会 (以下「協会」という。)が、独立行政法人農 畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安 定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対 しその不足額を補助する支払保証	令和7年度 ～令和8年度	千円 3,970
25 第二宇土八水地区農業生産基盤整備事業 熊本市・宇土市	令和8年度	100,000
26 船津・清田地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和8年度	40,000
27 津口・芝口1期地区農業生産基盤整備事業 八 代 市	令和8年度 ～令和9年度	780,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	630,000 150,000
28 晒地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和8年度 ～令和9年度	1,606,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	510,000 1,096,000
29 菊池平野地区農業生産基盤整備事業 菊 池 市	令和8年度	150,000
30 宇土南部2期地区農業生産基盤整備事業 宇 土 市	令和8年度	140,000
31 若洲地区農業生産基盤整備事業 宇城市・氷川町	令和8年度 ～令和9年度	1,335,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	735,000 600,000
32 小島地区農業生産基盤整備事業 天 草 市	令和8年度	150,000
33 矢護川地区農業生産基盤整備事業 大 津 町	令和8年度	400,000
34 高原地区農業生産基盤整備事業 相 良 村	令和8年度	120,000
35 水俣地区中山間地域総合整備事業 水 俣 市	令和8年度	100,000
36 鍋倉地区中山間地域総合整備事業 菊 池 市	令和8年度	100,000

事 項		期 間	限 度 額														
37 美里地区中山間地域総合整備事業 美 里 町		令和 8 年度	千円 150,000														
38 上長田地区中山間地域総合整備事業 南 関 町		令和 8 年度	136,000														
39 第二上益城中央地区中山間地域総合整備事業 御 船 町 ほか 2 町		令和 8 年度	230,000														
40 芦北東部地区中山間地域総合整備事業 芦 北 町		令和 8 年度	180,000														
41 国見地区中山間地域総合整備事業 芦 北 町		令和 8 年度	120,000														
42 松原地区農村地域防災減災事業 宇 土 市		令和 8 年度	120,000														
43 宇城海岸第二地区農村地域防災減災事業 宇土市・宇城市		令和 8 年度	60,000														
44 竜北地区農村地域防災減災事業 氷 川 町		令和 8 年度	450,000														
45 緊急水管理システム整備事業		令和 8 年度	230,000														
46 大矢野種苗生産施設整備事業 上 天 草 市		令和 8 年度	62,537														
47 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、令和 7 年度において総額 8 億円の範囲 内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利 子補給		令和 8 年度 ～令和27年度	51,850														
		年次別内訳 令和 8 年度 4,800 令和 9 年度 4,800 令和10年度 4,800 令和11年度 4,640 令和12年度 4,321 令和13年度 4,001 令和14年度 3,682 令和15年度 3,363 令和16年度 3,044 令和17年度 2,725 令和18年度 2,406 令和19年度 2,087 令和20年度 1,768 令和21年度 1,448 令和22年度 1,129 令和23年度 873 令和24年度 679 令和25年度 896 令和26年度 291 令和27年度 97															
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>期 間</th><th>利 子 補給率</th></tr><tr><td rowspan="2">個人 施設 等 資金</td><td>130トン未満の漁船 その他の施設</td><td>20年 以内</td><td rowspan="2">年1.30% 以内</td></tr><tr><td>育成期間が通常 1 年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金</td><td>5 年 以内</td></tr><tr><td>共同 利用 施設 等 資金</td><td>農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金</td><td>20年 以内</td><td>年0.80% 以内</td></tr></table>		区 分		期 間	利 子 補給率	個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内	育成期間が通常 1 年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5 年 以内	共同 利用 施設 等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.80% 以内		
区 分		期 間	利 子 補給率														
個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内														
	育成期間が通常 1 年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5 年 以内															
共同 利用 施設 等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.80% 以内														

事 項	期 間	限 度 額				
48 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁業者に対し、令和7年度において総額5,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	令和8年度 ～令和17年度	千円 4,229				
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度	 651 651 651 604 511 418 325 232 139 47				
	<table><tr><td>期 間</td><td>利子補給率</td></tr><tr><td>10年以内</td><td>年1.30%以内</td></tr></table>	期 間	利子補給率	10年以内	年1.30%以内	
	期 間	利子補給率				
	10年以内	年1.30%以内				
49 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額255億5,000万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和7年度 ～令和20年度	332,960				
50 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和8年度 ～令和17年度	12,004				
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度	 2,000 2,000 1,778 1,556 1,334 1,112 889 667 445 223				
	<table><tr><td>期 間</td><td>利子助成率</td></tr><tr><td>10年以内</td><td>年1.0%以内</td></tr></table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.0%以内	
	期 間	利子助成率				
	10年以内	年1.0%以内				
51 企業立地促進費補助	令和8年度 ～令和11年度	2,529,100				
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	 1,004,000 600,000 600,000 325,100				
52 「ONE PIECE」連携復興応援事業	令和8年度	50,000				
53 地域道路改築事業 (国道325号) 山 鹿 市	令和8年度	175,000				

事 項	期 間	限 度 額
		千円
54 地域道路改築事業 (大津植木線) 合志市・菊陽町	令和8年度	600,000
55 周辺障害防止対策事業 (上鶴川砂防えん堤) 山 都 町	令和8年度	185,340
56 県立高等学校学習用端末購入費補助	令和8年度	135,000
57 県立高等学校仮設校舎賃借	令和8年度 ～令和9年度	259,957
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	181,132 78,825
58 県立高等学校空調設備整備事業 熊 本 市	令和8年度	136,050
59 済々黌高校整備事業 熊 本 市	令和8年度	429,287
60 第一高校整備事業 熊 本 市	令和8年度	1,102,434
61 八代高校整備事業 八 代 市	令和8年度	280,203
62 人吉高校整備事業 人 吉 市	令和8年度	33,000
63 天草高校ユニバーサルデザイン改修事業 天 草 市	令和8年度	15,885
64 牛深高校ユニバーサルデザイン改修事業 天 草 市	令和8年度	46,712
65 阿蘇中央高校整備事業 阿 蘇 市	令和8年度	31,500
66 翔陽高校体育館改修事業 大 津 町	令和8年度	76,486
67 天草拓心高校マリン校舎体育館改修事業 苓 北 町	令和8年度	57,645
68 熊本支援学校整備事業 熊 本 市	令和8年度	17,500

事 項	期 間	限 度 額				
69 菊池支援学校空調・照明設備改修事業 合 志 市	令和 8 年度	千円 77,196				
70 菊池支援学校整備事業 合 志 市	令和 8 年度	699,173				
71 中小企業等復旧・復興支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和 8 年度 ～令和27年度	7,736				
	年次別内訳 令和 8 年度 令和 9 年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度 令和24年度 令和25年度 令和26年度 令和27年度	 672 672 672 653 613 574 534 495 455 416 376 336 297 257 218 178 139 99 60 20				
<table><tr><th>期 間</th><th>利子助成率</th></tr><tr><td>20年以内</td><td>年2.0%以内</td></tr></table>	期 間	利子助成率	20年以内	年2.0%以内		
期 間	利子助成率					
20年以内	年2.0%以内					
72 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和 7 年度 ～令和17年度	元金 1,183,000,000 千円及びその利息 に相当する金額				
73 県有施設等管理業務	令和 8 年度 ～令和12年度	2,805				
	年次別内訳 令和 8 年度 令和 9 年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	 660 660 660 660 165				

事 項	期 間	限 度 額
74 情報処理関連業務	令和 8 年度 ～令和12年度	千円 1,438,153
	年次別内訳	
	令和 8 年度	405,136
	令和 9 年度	286,845
	令和10年度	286,473
	令和11年度	286,473
	令和12年度	173,226
75 事務機器等賃借	令和 8 年度 ～令和17年度	5,151,995
	年次別内訳	
	令和 8 年度	925,946
	令和 9 年度	879,954
	令和10年度	879,408
	令和11年度	877,770
	令和12年度	830,154
	令和13年度	498,041
	令和14年度	251,023
	令和15年度	3,233
	令和16年度	3,233
	令和17年度	3,233

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
障がい者福祉施設 整 備 事 業 費	千円 22,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0%	据置期間を含め
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン ター 整 備 事 業 費	198,000	共団体金融機構、 会社、その他	以 内 (ただし、	30年以内 半年賦元利均等
医 療 施 設 整 備 事 業 費	10,000	(借入方法) 証書借入又は証	利率見直し	償還又は元金均等
職 業 能 力 開 発 校 整 備 事 業 費	349,000	券発行 (他の地方 公共団体との共同	方式で借り	償還、満期一括償
土 地 改 良 国庫補助事業費	3,055,000	発行を含む。)	入れる資金	還等
農 地 海 岸 保 全 国庫補助事業費	215,000	(その他) 工事その他の都	について、	ただし、県財政
農 地 防 災 国庫補助事業費	258,000	合により、一部又	利率の見直	の都合により、繰
湛 水 防 除 国庫補助事業費	491,000	は全部を翌年度以	しを行った	上償還をなし、又
造 林 国庫補助事業費	90,000	降に繰り下げて借	後において	は借換えをするこ
林 道 国庫補助事業費	628,000	り入れることがで	は、当該見	とができる。
治 山 国庫補助事業費	2,924,000	きる。 発行価格が額面	直し後の利	
保 安 林 整 備 国庫補助事業費	206,000	金額を下回るとき		
沿 岸 漁 場 整 備 国庫補助事業費	147,000	は、その発行差額		
漁 港 国庫補助事業費	398,000	をうめるため必要		
漁 港 海 岸 保 全 国庫補助事業費	64,000	な金額を加算した		
		額を限度額とする		
		ことができる。		

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
観 光 施 設 整 備 事 業 費	千円 136,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
道 路 橋 り よ う 国庫補助事業費	6,675,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
道 路 維 持 国庫補助事業費	2,898,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
河 川 国庫補助事業費	1,707,000	券発行（他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
砂 防 国庫補助事業費	2,280,000	発行を含む。） (その他)	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
河 川 海 岸 保 全 国庫補助事業費	151,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利	
港 湾 建 設 国庫補助事業費	584,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借	率)	
土 地 区 画 整 理 事 業 費	823,000	り入れることがで きる。		
街 路 国庫補助事業費	1,205,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
都 市 公 園 整 備 事 業 費	481,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	452,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
空 港 直 轄 事 業 負 担 金	231,000	ことができる。		
土 地 改 良 直 轄 事 業 負 担 金	938,000			
農 地 海 岸 直 轄 事 業 負 担 金	571,000			
道 路 直 轄 事 業 負 担 金	6,825,000			
河 川 直 轄 事 業 負 担 金	3,221,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
砂 防 直 轄 事 業 負 担 金	千円 807,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
港 湾 直 轄 事 業 負 担 金	1,577,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
鉄 道 施 設 過 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	150,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	方式で借り 入れる資金 について、	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
耕 地 災 害 過 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	154,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。	利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	
治 山 災 害 現 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	2,000			
治 山 災 害 過 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	220,000			
漁 港 災 害 現 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	6,000			
公 共 土 木 現 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	329,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
公 共 土 木 過 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	2,557,000			
教 育 施 設 過 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	84,000			
土 地 改 良 直 轄 災害復旧事業負担金	44,000			
議 会 棟 整 備 事 業 費	65,000			
総 合 庁 舎 整 備 事 業 費	65,000			
県 庁 舎 整 備 事 業 費	618,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立劇場整備費 事業費	千円 398,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
地域公共交通 確保維持改善費 事業費	251,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
防災施設 整備事業費	682,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
消防学校整備 事業費	1,124,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
くまもと県民交流館 整備事業費	35,000	発行を含む。)	しを行った	上償還をなし、又
総合福祉センター 整備事業費	322,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見	は借換えをするこ とができる。
総合相談所 整備費	8,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	直し後の利 率)	
福祉事務所整備 事業費	3,000	降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
心身障害児福祉 施設整備事業費	268,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
児童福祉施設 整備事業費	9,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
清水が丘学園整備 事業費	631,000	な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
精神保健 福祉センター 整備事業費	4,000			
ゼロカーボン 推進事業費	3,000			
動物愛護施設 整備事業費	186,000			
保健所整備 事業費	6,000			
技術短期大学校 整備事業費	63,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農 業 公 園 整 備 事 業 費	千円 231,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
農 業 大 学 校 整 備 事 業 費	85,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
農 業 試 験 研 究 機 関 整 備 事 業 費	297,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
単 県 農 業 農 村 整 備 事 業 費	103,000	券発行 (他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
単 県 農 地 防 災 事 業 費	40,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
単 県 林 道 整 備 事 業 費	46,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利 率)	
単 県 治 山 事 業 費	41,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
林 業 研 究 指 導 所 整 備 事 業 費	4,000	り入れることがで きる。		
森 林 公 園 整 備 事 業 費	2,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
水 産 施 設 整 備 事 業 費	170,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
漁 業 取 締 船 建 造 事 業 費	547,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
単 県 漁 港 整 備 事 業 費	34,000	ことができる。		
水 産 研 究 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	85,000			
伝 統 工 芸 館 整 備 事 業 費	632,000			
産 業 展 示 場 整 備 事 業 費	24,000			
産 業 技 術 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	70,000			
県 有 施 設 保 全 改 修 事 業 費	749,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建設技術センター 整 備 事 業 費	千円 27,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0%	据置期間を含め
単 県 道 路 整 備 費	7,718,000	共団体金融機構、	以 内	30年以内
単 県 河 川 整 備 費	7,777,000	会社、その他	(ただし、	半年賦元利均等
単 県 砂 防 整 備 費	1,706,000	(借入方法)	利率見直し	償還又は元金均等
単 県 河 川 海 岸 整 備 費	79,000	証書借入又は証	方式で借り	償還、満期一括償
単 県 港 湾 整 備 費	736,000	券発行 (他の地方	入れる資金	還等
天 草 空 港 整 備 費	68,000	公共団体との共同	について、	ただし、県財政
単 県 土 地 区 画 整 理 費	343,000	発行を含む。)	利率の見直	の都合により、繰
単 県 街 路 整 備 費	99,000	(その他)	しを行った	上償還をなし、又
単 県 公 園 整 備 費	34,000	工事その他の都	後において	は借換えをするこ
警 察 施 設 整 備 費	1,642,000	合により、一部又	は、当該見	とができる。
交通安全施設整備費	1,031,000	は全部を翌年度以	直し後の利	
県立高等学校整備費	6,815,000	降に繰り下げて借	率)	
県 立 大 学 整 備 費	124,000	り入れることがで		
文化財保存整備費	12,000	きる。		
社会教育施設整備費	53,000	発行価格が額面		
		金額を下回るとき		
		は、その発行差額		
		をうめるため必要		
		な金額を加算した		
		額を限度額とする		
		ことができる。		

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立美術館整備 事業費 16,000	千円	(借入先)	年5.0%	据置期間を含め
県営体育施設整備 事業費 756,000		財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	以 内	30年以内
耕 地 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 418,000		(借入方法)	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
治 山 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 23,000		証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。）	利率の見直 しを行った 後において	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
漁 港 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 2,000		(その他)	は、当該見 直し後の利 率)	
公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 275,000		工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
公 共 土 木 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 56,000		発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
教 育 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 58,000				

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 事 有 林 業 整 備 費	千円 71,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	据置期間を含め 50年以内 年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	82,003,000			

第 37 号

令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

令和7年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 864,304千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円
		3
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3
2 諸 収 入		864,301
	1 貸 付 金 元 利 収 入	864,301
歳 入 合 計		864,304

歲 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 7,586
	1 中小企業振興資金	7,586
2 公 債 費		833,300
	1 公 債 費	833,300
3 諸 支 出 金		23,418
	1 繰 出 金	23,418
歲 出 合 計		864,304

第 38 号

令和7年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和7年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,655千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円
		92,477
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	92,477
2 公 債 費		11,842
	1 公 債 費	11,842
3 諸 支 出 金		7,336
	1 繰 出 金	7,336
歳 出 合 計		111,655

第 2 表 債務負担行為			
設 定			
事 項		期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金等の貸付け		令和 8 年度	千円
		～令和13年度	294,354
		年次別内訳	
		令和 8 年度	49,059
		令和 9 年度	49,059
		令和10年度	49,059
		令和11年度	49,059
		令和12年度	49,059
		令和13年度	49,059

第 39 号

令和7年度熊本県収入証紙特別会計予算

令和7年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,500,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,300,000
	1 証 紙 収 入	2,300,000
2 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
歳 入 合 計		2,500,000

歳 出		
款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円 2,500,000
	1 繰 出 金	2,500,000
歳 出 合 計		2,500,000

第 40 号

令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

令和7年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 374,950千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 173,640
	1 財 産 運 用 収 入	292
	2 財 産 売 払 収 入	173,348
2 繰 入 金		130,504
	1 一 般 会 計 繰 入 金	123,981
	2 基 金 繰 入 金	6,523
3 繰 越 金		70,806
	1 繰 越 金	70,806
歳 入 合 計		374,950

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 374,950
	1 高 等 学 校 費	374,950
歳 出 合 計		374,950

第 41 号

令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

令和7年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,383,428千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 890,732
	1 使 用 料	890,732
2 繰 入 金		1,193,911
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,193,911
3 諸 収 入		35,385
	1 雑 入	35,385
4 県 債		1,263,400
	1 県 債	1,263,400
歳 入 合 計		3,383,428

歲 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,684,143
	1 港 灣 費	1,684,143
2 公 債 費		1,699,285
	1 公 債 費	1,699,285
歲 出 合 計		3,383,428

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業 費	千円 1,263,400	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直しを行った 後において は、当該見 直し後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又は 借換えをすることが できる。

第 42 号

令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

令和7年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,636,572千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 2,635,572
	1 港 湾 費	2,635,572
2 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
歳 出 合 計		2,636,572

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
八代臨海工業用地 造 成 事 業 費	千円 2,000,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。） (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率）	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

第 43 号

令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

令和7年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,837,328千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 437,000
	1 財 産 売 払 収 入	437,000
2 繰 越 金		328
	1 繰 越 金	328
3 県 債		1,400,000
	1 県 債	1,400,000
歳 入 合 計		1,837,328

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円
		1,400,000
	1 道 路 橋 り よ う 費	1,400,000
2 公 債 費		437,328
	1 公 債 費	437,328
歳 出 合 計		1,837,328

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
国直轄道路用地 先行取得事業費	千円 1,400,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め15年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

第 44 号

令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

令和7年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ546,379千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円
		546,379
	1 育 英 資 金	546,379
歳 出 合 計		546,379

第2表 債務負擔行為

設定

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和 8 年度 ～令和12年度	千円 4,026
	年次別内訳	
	令和 8 年度	929
	令和 9 年度	929
	令和10年度	929
	令和11年度	929
	令和12年度	310

第 45 号

令和7年度熊本県林業改善資金特別会計予算

令和7年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 701,589千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 701,416
	1 林 業 改 善 資 金	701,416
2 諸 支 出 金		173
	1 繰 出 金	173
歳 出 合 計		701,589

第 46 号

令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和7年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 155,822千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 155,822
	1 沿岸漁業改善資金	155,822
歳 出 合 計		155,822

第 47 号

令和7年度熊本市町村振興資金貸付事業特別会計予算

令和7年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 859,594千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 800,094
	1 市 町 村 振 興 資 金	800,094
2 諸 支 出 金		59,500
	1 繰 出 金	59,500
歳 出 合 計		859,594

第 48 号

令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

令和7年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,027,525千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

68

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
用 地 造 成 事 業 費	千円 2,294,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

第 49 号

令和7年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
令和7年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,301,044千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 チ ッ ソ 貸 付 費		千円 107,319
	1 諸 収 入	107,319
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		161,851
	1 繰 入 金	161,851
3 支 援 措 置 費		1,275,410
	1 国 庫 支 出 金	429,277
	2 繰 入 金	740,133
	3 県 債	106,000
4 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		756,464
	1 繰 入 金	756,464
歳 入 合 計		2,301,044

歳 出		
款	項	金 額
1 チ ッ ソ 貸 付 費		千円 536,596
	1 公 債 費	536,596
2 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		161,851
	1 公 債 費	161,851
3 支 援 措 置 費		846,133
	1 環 境 費	106,000
	2 公 債 費	740,133
4 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		756,464
	1 公 債 費	756,464
歳 出 合 計		2,301,044

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 106,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

第 50 号

令和7年度熊本県公債管理特別会計予算

令和7年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,202,461千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 492,432
	1 財 産 運 用 収 入	492,432
2 繰 入 金		63,147,929
	1 一 般 会 計 繰 入 金	42,026,929
	2 基 金 繰 入 金	21,121,000
3 県 債		52,562,100
	1 県 債	52,562,100
歳 入 合 計		116,202,461

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 116,202,461
	1 公 債 費	116,202,461
歳 出 合 計		116,202,461

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	千円 52,562,100	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

第 51 号

令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182,989,953千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円
		50,648,911
2 国庫支出金	1 負 担 金	50,648,911
2 国庫支出金		53,755,320
	1 国庫負担金	35,023,387
	2 国庫補助金	18,731,933
3 財産収入		68,283
	1 財産運用収入	68,283
4 繰 入 金		11,908,779
	1 一般会計繰入金	11,158,779
	2 基金繰入金	750,000
5 諸 収 入		66,608,660
	1 雑 入	66,608,660
歳 入 合 計		182,989,953

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 182,813,314
	1 社 会 福 祉 費	182,813,314
2 衛 生 費		176,639
	1 公 衆 衛 生 費	176,639
歳 出 合 計		182,989,953

第 52 号

令和7年度熊本県下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度熊本県下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 関連市町村数	11市町村
(2) 年間総処理水量	32,413,316 m ³
(3) 1日平均処理水量	88,804 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 熊本北部流域下水道建設事業	2,036,200千円
ロ 球磨川上流流域下水道建設事業	583,700千円
ハ 八代北部流域下水道建設事業	447,400千円
ニ 特定公共下水道建設事業	67,803千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 下水道事業収益		3,450,684千円
第1項 営業収益		2,111,287千円
第2項 営業外収益		1,339,397千円
支 出		
第1款 下水道事業費用		3,301,686千円
第1項 営業費用		3,216,674千円
第2項 営業外費用		85,012千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額470,961千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,475千円及び過年度分損益勘定留保資金410,486千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		3,204,165千円
第1項 企業債		760,201千円
第2項 他会計借入金		26,803千円
第3項 補助金		1,736,100千円
第4項 負担金		672,200千円
第5項 長期貸付金償還金		8,861千円
支 出		
第1款 資本的支出		3,675,126千円
第1項 建設改良費		3,150,096千円
第2項 企業債償還金		516,169千円
第3項 他会計借入金償還金		8,861千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道建設事業 (送風機設備増設等) 熊 本 市	令和8年度 ～令和9年度	千円 4,432,500
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	1,287,000 3,145,500
球磨川上流流域下水道建設事業 (水処理設備改築等) 錦 町	令和8年度	821,000
八代北部流域下水道建設事業 (汚泥濃縮設備等改築等) 八 代 市	令和8年度 ～令和9年度	1,161,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	482,000 679,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	千円 459,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。
球磨川上流流域 下水道事業費	121,800	(その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができ る。		
八代北部流域 下水道事業費	90,800	発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。		
特定公共下水道 事業費	41,000			
借換債	47,601			
計	760,201			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め

る。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 下水道事業費用

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 73,761千円

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 53 号

令和7年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 134,278,000kWh

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 3,459,209千円

第1項 営業収益 3,428,408千円

第2項 営業外収益 30,801千円

支 出

第1款 事業費 3,109,402千円

第1項 営業費用 2,646,736千円

第2項 営業外費用 253,266千円

第3項 特別損失 169,400千円

第4項 予備費 40,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額2,033,472千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,115千円、過年度分損益勘定留保資金1,501,357千円及び地域振興積立金500,000千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的收入 265,554千円

第1項 他会計からの返還金 265,554千円

支 出

第1款 資本的支出 2,299,026千円

第1項 建設改良費 303,267千円

第2項 投 資 500,000千円

第3項 企業債償還金 945,759千円

第4項 他会計への繰出金 500,000千円

第5項 予 備 費 50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和8年度	千円 239,901
情報処理関連業務	令和8年度	200,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

478,171千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 54 号

令和7年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	38箇所
(2) 年間総給水量	9,887,098 m ³
(3) 一日平均給水量	27,088 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	1,172,793千円
第1項 営業収益	767,163千円
第2項 営業外収益	405,630千円

支 出

第1款 事業費	1,278,984千円
第1項 営業費用	1,231,010千円
第2項 営業外費用	37,974千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額457,321千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,989千円及び過年度分損益勘定留保資金391,332千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	813,520千円
第1項 企業債	634,000千円
第2項 補助金	143,939千円
第3項 工事受託金	27,832千円
第4項 会計内返還金	7,749千円

支 出

第1款 資本的支出	1,270,841千円
第1項 建設改良費	738,713千円
第2項 企業債償還金	216,387千円
第3項 長期借入金償還金	35,187千円
第4項 短期借入金償還金	265,554千円
第5項 予備費	15,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	千円 235,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
新規工業用水道事業	399,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

67,937千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、99,669千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 55 号

令和7年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数	335台
(2) 年間総駐車台数	225,432台
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			115,212千円
第1項 営業収益			111,296千円
第2項 営業外収益			3,916千円
	支	出	
第1款 事業費			29,046千円
第1項 営業費用			27,989千円
第2項 営業外費用			57千円
第3項 予備費			1,000千円
(資本的収入及び支出)			

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,000千円は、地域振興積立金50,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円
	支	出	
第1款 資本的支出			50,000千円
第1項 他会計への繰出金			50,000千円
(一時借入金)			

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

- (1) 第3条 支 出
- 第1款 事業費
- 第1項 営業費用
- 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 9,381千円
- (たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 56 号

令和7年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 150床

(2) 年間患者数

入 院 35,405人

外 来 22,748人

(3) 一日平均患者数

入 院 97人

外 来 94人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 1,664,284千円

第1項 医 業 収 益 700,063千円

第2項 医業外収益 964,221千円

支 出

第1款 病院事業費用 1,663,235千円

第1項 医 業 費 用 1,648,326千円

第2項 医業外費用 14,409千円

第3項 予 備 費 500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額146,821千円は、当年度分損益勘定留保資金114,785千円及び減債積立金32,036千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 391,962千円

第1項 企 業 債 172,000千円

第2項 一般会計負担金 219,962千円

支 出

第1款 資本的支出 538,783千円

第1項 建設改良費 179,340千円

第2項 企業債償還金 354,443千円

第3項 予 備 費 5,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 利益積立金のうち32,036千円を減債積立金に目的外使用する。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業設備等 更新事業	172,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職員給与費 1,009,247千円

(2) 交 際 費 70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和6年度